

FSC 中核的労働要求事項に関する方針声明

当社及び当グループ会社は、従業員の基本的権利に関する原則を尊重・促進・実現するため、FSC 認証規格の求める要求事項に従い、以下の中核的労働要求事項を表明します。

1.児童労働の禁止

日本をはじめ、各国の法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2.強制労働の禁止

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3.職業と雇用における差別の排除

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいなどによる差別、ハラスメントなど、人権を無視する行為を行いません。

4.結社の自由および団体交渉権の尊重

労使間で円滑な意思疎通を図ります。規則にもとづき、団体交渉に参加する権利ならびに結社の自由を尊重します。

2022年4月19日

協和製函株式会社

代表取締役 渡部美紀